

適用法令	<u><a href="#">労働安全衛生法（特定化学物質障害予防規則、略称：特化則）</a></u>	
主な法規制	一般名称	略号
対象物質	トルエンジイソシアネート メチレン-ビス - o - クロロアニリン	TDI MBOCA/MOCA
取扱事業者 の主な義務		<p><u><a href="#">(特化則第27条)</a></u> 特定化学物質作業主任者を選任する必要があります。</p> <p><u><a href="#">(特化則第36条)</a></u> 事業者は、6ヶ月以内毎に定期的に作業環境測定を実施する必要があり、測定結果を一定期間（TDIは3年、MBOCAは30年）保存する必要があります。</p> <p><u><a href="#">(特化則第38条の4)</a></u> 事業者は、MBOCAを製造し、または取扱う作業場において、常時作業に従事する労働者の作業記録を1ヶ月を超えない期間ごとに記録し、30年間保存する必要があります。</p> <p><u><a href="#">(特化則第39条)</a></u> 事業者は、対象物質を取扱う作業者の雇入れ（MBOCAは当該業務へ配置換えの際を含む）の際、対象物質毎に定められた定期（TDI、MBOCA共に6ヶ月以内）ごとに医師による健康診断を行う必要があります。</p> <p><u><a href="#">(特化則第40条)</a></u> 前条による健康診断の結果を一定期間（TDIは5年、MBOCAは30年）保存する必要があります。</p>
最終確認： 2025年4月1日		